

件 名	障害者駐車場等の整備について
受付日	令和8年6月 29 日
ご意見・ご提案 の概要	県立多治見病院のぎふ清流おもいやり駐車場と障害者駐車場に、常時車椅子で移動している重度障害者患者の車等が、通院日にいつも止められない状態が多いので大変困っている。 県立多治見病院の障害者専用駐車場を病院入口前に設置して、おもいやり駐車場を本当に必要とする常時車椅子で移動する障がい者等の患者限定にしてほしい。 また、おもいやり駐車場利用証の交付を受けている者が利用できるよう、障害者駐車場を登録制にしてほしい。
県の考え方	ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度は、車椅子使用の有無を問わず、一定の要件を満たす歩行困難者に対して、申請に基づき利用証を交付するものです。 また、「おもいやり駐車場」は、この利用証制度に賛同した協力施設がその限られた駐車場スペースを活用して設置しており、その設置場所等も各施設の実情による判断となります。 「おもいやり駐車場」は、これから取得する方、一時的なけがの方等の利用証を持っていない方も利用することもあり、満車の場合等も含め、対象区画に駐車できることを確約するものではないため、利用証の交付を受けた方に限定した対応は困難であることをご理解願います。 なお、県立多治見病院は地方独立行政法人として運営されているため、県は直接対応できる立場にはありませんが、ご意見の内容については病院側に情報提供しました。
担当課	健康福祉部 医療整備課 健康福祉部 地域福祉課